

【授業計画書の作成・公表に係る取組の概要】

○授業計画書（シラバス）の作成

授業計画（シラバス）には、授業科目名、担当教員名、時間数・単位数、授業の目的、授業の概要、到達目標、各回の授業内容及び方法、単位認定の方法及び基準、使用テキスト・参考文献を記載する。学生が各授業科目の準備学習等をすすめる基本となる。

また、学生が講義の履修を決める際の資料となるとともに、教員相互の教授内容の調整、学生による授業評価などにも活用する。

○授業計画書（シラバス）の作成過程

厚生労働省平成19年度2年課程「新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例」を教務が確認すると共に昨年度のシラバスを振り返る。この確認の結果、新年度の教科担当を決定し、授業計画（シラバス）の作成依頼をする。依頼時には、「新しい介護福祉士養成カリキュラムの基準と想定される教育内容の例」のカリキュラムの基準と授業計画（シラバス）に記載する事項を説明する。授業計画（シラバス）を各教科担当が作成後、教務主任に提出する。教務主任が各教科担当の作成した授業計画（シラバス）を確認、校長が確認しカリキュラムの基準と授業計画（シラバス）に記載する事項が記載されていれば完成となり、公表となる。

○授業計画書（シラバス）公表に係る取組の概要

8月～10月に教員及び講師授業計画書（シラバス）の作成をする。

2月末に授業計画書（シラバス）をホームページにて公表、学生に提示をする。